

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例【総務企画局人事部給与課】 2 8 0 4
- 北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】 2 8 0 5
- 北九州市市税条例及び北九州市環境未来税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】 2 8 0 8
- 北九州市消費生活条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 2 8 1 7
- 北九州市響灘ビオトープ条例の一部を改正する条例【環境局環境未来都市推進室】 2 8 1 8
- 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部指導課】 2 8 2 1
- 北九州市商店街の活性化に関する条例【市議会事務局政策調査課】 2 8 2 2

◇ 規 則

- 北九州市響灘ビオトープ条例施行規則の一部を改正する規則【環境局環境未来都市推進室】 2 8 2 4
- 北九州市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 2 8 2 6

◇ 告 示

- 響灘ビオトープポストカードの売払代金の収納事務の委託【環境局環境未来都市推進室】 2 8 2 7

◇ 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（2 件）【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 2 8 2 8

◇ 病 院 局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告【病院局医療センター事務局管理課】

2 8 3 0

本号で公布された条例等のあらまし

◇特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法の一部改正に伴い、不在者投票の立会人に係る報酬額を新設することにしました。

この条例は、平成25年10月15日から施行することにしました。

◇北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例

税外歳入、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例について、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合）とすることにしました。

この条例は、平成26年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例及び北九州市環境未来税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正等に伴い、北九州市市税条例及び北九州市環境未来税条例の一部を次のとおり改正することにしました。

1 個人市民税

- (1) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等をすることにしました。
- (2) 公社債等の課税方式等を見直しすることにしました。
- (3) 公的年金からの特別徴収制度について仮特別徴収税額の算定方法の変更等をすることにしました。

2 固定資産税

グリーンアジア国際戦略特区に係る課税免除について研究開発用の器具等の取得価額要件を1,000万円に引き下げることにしました。

3 延滞金

利率を引き下げることにしました。

この条例は、1(1)については平成27年1月1日から、1(2)については平成29年1月1日から、1(3)については平成28年10月1日から、2については平成25年10月15日から、3については平成26年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市消費生活条例の一部改正する条例

悪質な訪問購入を不当な取引行為として規定する等のため、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 訪問購入に係る物品について、事業者が責務を負わせることにしました。
- 2 市長が定めることができる不当な取引行為に、訪問購入に係る不当な取引行為を加えることにしました。
- 3 市長が定めることができる表示についての基準に、訪問購入に係る基準を加えることにしました。

この条例は、平成25年10月15日から施行することにしました。

◇北九州市響灘ビオトープ条例の一部を改正する条例

北九州市響灘ビオトープの管理について、指定管理者制度及び利用料金制度を導入することにしました。

この条例は、平成25年10月15日から施行することにしました。

◇北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

- 1 消防法施行令の一部改正に伴い、住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準に係る規定を整備することにしました。
- 2 消防法施行規則の一部改正に伴い、屋内消火栓設備に関する基準を追加することにしました。

この条例は、1については平成26年4月1日から、2については平成25年10月15日から施行することにしました。

◇北九州市商店街の活性化に関する条例

商店街の活性化を図るため、北九州市商店街の活性化に関する条例を定めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 商店会の責務として、商店街を活性化する事業に積極的に取り組むこと等を定めることにしました。
- 2 事業者の責務として、商店会への加入、後継者の育成並びに創意工夫及び自助努力による経営基盤の強化等に努めることを定めることにしました。
- 3 商店街を活性化するための市、近隣事業者、経済関係団体及び建物所有者等の責務並びに市民の参加について定めることにしました。

この条例は、平成25年11月1日から施行することにしました。

◇北九州市響灘ビオトープ条例施行規則の一部を改正する規則

指定管理者制度の導入等に伴い、指定管理者の指定の申請に必要な添付書類、指定管理者の事業報告書の提出、利用料金の額に係る告示等について定めることにしました。

この規則は、平成25年10月15日から施行することにしました。ただし、一部の規定については、平成26年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消費生活条例施行規則の一部改正する規則

次の行為を不当な取引行為と定めることにしました。

- (1) 訪問購入に際し、その意図を明示せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為等
- (2) 訪問購入に際し、事業所の名称等を明示せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為等
- (3) 訪問購入に際し、重要な情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 消費者が契約を締結しない旨の意思を示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘する行為等
- (5) 訪問購入に係る契約の締結についての勧誘の要請をしていない消費者に対し、営業所等以外の場所において、契約の締結について勧誘し、又は勧誘を受ける意思の有無を確認する行為
- (6) 消費者が訪問購入の勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘する行為
- (7) 法令に基づく契約の解除等に伴う返品を拒否し、又は遅延させる行為

この規則は、平成25年10月15日から施行することにしました。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 29 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

別表中

期日前投票所の投票立会人	1 日につき法第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる額以内	を
--------------	--------------------------------	---

期日前投票所の投票立会人	1 日につき法第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる額以内	に
公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項に規定する施設における不在者投票の立会人	1 日につき法第 13 条の 2 第 2 項に規定する額以内	

改め、同表の備考中「規定する」の次に「法第 13 条の 2 第 2 項に規定する額及び」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第30号

北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例
(北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例の一部改正)

第1条 北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例(昭和40年北九州市条例第6号)の一部を次のように改正する。

付則第4項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(北九州市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 北九州市国民健康保険条例(昭和42年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

付則第17項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 17 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年

における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（北九州市介護保険条例の一部改正）

第3条 北九州市介護保険条例（平成12年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第10項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 10 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（北九州市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 北九州市後期高齢者医療に関する条例（平成20年北九州市条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第4項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 4 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基

準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例付則第 4 項、第 2 条の規定による改正後の北九州市国民健康保険条例付則第 1 7 項、第 3 条の規定による改正後の北九州市介護保険条例付則第 1 0 項及び第 4 条の規定による改正後の北九州市後期高齢者医療に関する条例付則第 4 項の規定は、延滞金のうち平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

北九州市市税条例及び北九州市環境未来税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第31号

北九州市市税条例及び北九州市環境未来税条例の一部を改正する
条例

(北九州市市税条例の一部改正)

第1条 北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第38条の2第1項各号列記以外の部分中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第38条の5第1項中「当該年度の前年度において第38条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第35条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)」に改める。

付則第5条の2中「、第40条の2」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年におけ

る特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第40条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

付則第5条の2の2第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第40条の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

付則第5条の2の3中「第9項」を「第10項」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

付則第7条の4の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（寄附金税額控除における特例控除額の特例）」を付し、同条各号列記以外の部分及び第5号中「付則第23条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第7条の5 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての第22条の3第1項及び第2項並びに前条の規定の適用については、第22条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

付則第9条の2の見出し中「除害施設」を「除害施設等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第15条の5第3項を次のように改める。

3 前2項に定める者が当該各項に定める期間内に、グリーンアジア国際戦略総合特区内において当該各項に定める事業の用に供するものとして取得した次の各号に掲げる償却資産のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第6の適用を受けるものに対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

(1) 建物の付属設備で、当該事業の用に供するものとなるべきものの取得価額の合計額が2,000万円以上となるもの

(2) 工具、器具及び備品で、1台又は1基（通常1組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は一式とする。次号において同じ。）の取得価額が1,000万円以上のもの

(3) 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が2,000万円以上のもの

付則第17条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第17条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に、「第

17条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第3項各号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

付則第20条中「若しくは第33項」を「、第33項若しくは第37項」に改める。

付則第21条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

付則第23条の見出し中「株式等」を「一般株式等及び上場株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、同条第2項各号中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項の次に次の2項を加える。

3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の1第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第17条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第2項中「付則第23条第1項」とあるのは「付則第23条第3項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

付則第23条の2第1項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式（」を「特定管理株式等（」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同条第1項」を「、同条第1項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債」に、「同項各号」を「同法第37条の11の2第1項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「附則第18条の2第5項」を「附則第18条の3第4項」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡を」に改め、同条第2項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む」を「同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう」に改め、「付則第23条の4」の次に「から第24条まで」を加え、「附則第18条の2第6項」を「附則第18条の3第5項」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第7項」を「附則第18条の3第6項」に改める。

付則第23条の3第1項中「第37条の10第2項」を「第37条の11第2項」に、「株式等」を「上場株式等」に改め、同条第2項中「第37条の11の3第2項」を「第37条の10第2項」に、「上場株式等」を「株式等」に改める。

付則第23条の4の2第1項中「に係る」の次に「利子所得の金額及び」を、「以外の」の次に「利子等（所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。）及び」を加え、「所得税法」を「同法」に改める。

付則第23条の5第1項中「平成22年度分」を「平成29年度分」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第3項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第4項中「付則第23条第1項」を「付則第23条第3項」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第5項中「付則第23条第1項」を「付則第23条第3項」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第7項中「第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項）」を「第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項）」に改める。

付則第24条第1項中「附則第35条の3第9項」を「附則第35条の3第11項」に改め、同条第2項中「第5項」を「第7項」に、「第37条の13の2第7項」を「第37条の13の2第10項」に、「第37条の12の2第11項」を「第37条の12の2第9項」に改め、同条第6項中「第3項」を「第5項」に、「第37条の13の2第7項」を「第37条の13の2第10項」に、「第37条の12の2第11項」を「第37条の12の2第9項」に、「付則第24条第5項」を「付則第24条第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「において第3項」を「において第5項」に、「付則第24条第3項」を「付則第24条第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「付則第23条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「同項」を「付則第23条第1項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（付則第24条第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、付則第23条第3項」に、「、「計算した金額（付則第24条第3項」を「「計算した金額（付則第24条第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第16項」に改め、「金額（」の次に「第3項又は」を加え、「第5項」を「第7項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び同条第3項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第7項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、付則第23条第3項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における付則第23条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（付則第24条第3項の規定の適用がある場合には、その適

用後の金額とし、」とする。

付則第25条第2項中「附則第41条第11項第1号」を「附則第41条第10項第1号」に、「法附則第41条第11項」を「法附則第41条第10項」に改め、同条第3項中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第14項各号」に、「法附則第41条第15項」を「法附則第41条第14項」に改める。

付則第26条中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、」を「附則第5条の4の2第6項」と、」に改める。

（北九州市環境未来税条例の一部改正）

第2条 北九州市環境未来税条例（平成14年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第733条の18第5項」を「第733条の18第6項」に改める。

第13条第2項中「第12条第11項、第12条の2第12項、第14条第15項又は第14条の4第16項」を「第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項又は第14条の4第18項」に改める。

付則第4項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北九州市市税条例（以下この条において「市税条例」という。）付則第5条の2、第5条の2の2及び第5条の2の3の改正規定、市税条例付則第7条の4の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、市税条例付則第7条の4の次に1条を加える改正規定、市税条例付則第21条の2の改正規定、第2条中北九州市環境未来税条例付則第4項の改正規定 平成26年1月1日

(2) 第1条中市税条例付則第7条の3の2、付則第23条の3第2項及び付則第26条の改正規定 平成27年1月1日

(3) 第1条中市税条例第17条及び付則第25条の改正規定 平成28年1月1日

(4) 第1条中市税条例第38条の2及び第38条の5の改正規定 平成28年10月1日

(5) 第1条中市税条例付則第7条の4、付則第17条の3、付則第23条、付則第23条の2、付則第23の3第1項、付則第23条の4の2、付則第23条の5、付則第24条の改正規定（同条例付則第7条の4の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定を除く。） 平成29年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）付則第5条の2及び付則第5条の2の2並びに第2条の規定による改正後の北九州市環境未来税条例付則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第38条の2及び第38条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

2 新条例付則第23条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例付則第26条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税

について適用し、平成２６年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４ 新条例付則第７条の４、付則第１７条の３、付則第２３条、付則第２３条の２、付則第２３条の３第１項及び付則第２３条の４の２から付則第２４条までの規定は、平成２９年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成２８年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

５ 新条例付則第２３条の規定は、平成２８年１月１日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成２５年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条の１２第７項に規定する割引債（同条第９項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第７項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条 新条例付則第９条の２第２項の規定は、平成２５年４月１日以後に締結される法附則第１５条第３７項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成２６年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

２ 新条例付則第１５条の５の規定は、平成２６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第５条 新条例付則第２０条の規定は、平成２６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。